

8 月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和 8 年 8 月 31 日（月） 午前 10 時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下 1 階 B 1 会議室	
出席者	委員	垣見教育長、柳澤委員、梅田委員、川村委員、新井委員 【計 5 人出席】
	事務局	槇野課長補佐、谷埜
	理事者	若林教育部長、保田子ども未来部長、土田教育部次長、牧野教育部次長、小林教育政策課長、安井教育総務課長、村上教育施設課長、原田放課後児童育成課長、西村学校教育課長、杉田いじめ防止生徒指導課長、高保健給食課長、中口教育支援課長、西川子ども給付課長
開催形態	公開（傍聴者なし）	
議題	1 教育長報告 教育長報告（1） 令和 8 年度 9 月補正予算要求額について 教育長報告（2） 奈良市いじめ調査委員会委員の委嘱について（令和 8 年度①） 教育長報告（3） 奈良市いじめ調査委員会委員の委嘱について（令和 8 年度②） 教育長報告（4） 財産の取得について 2 議案 議案第 22 号 令和 8 年度奈良市教育委員会施策評価報告書（令和 7 年度教育委員会活動の点検・評価報告）について 議案第 23 号 令和 9 年度奈良市立幼稚園園児募集要項について 非公開 3 その他報告事項 その他報告事項（1） 奈良市立小学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始について 非公開 その他報告事項（2） 奈良市立小学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始について 非公開 その他報告事項（3） 奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発	

	生報告並びに調査開始について非公開 その他報告事項（４） 奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始について非公開
決定取り纏め事項	1 教育長報告 教育長報告（１） 令和８年度９月補正予算要求額については、了承した。 教育長報告（２） 奈良市いじめ調査委員会委員の委嘱について（令和８年度①）は、了承した。 教育長報告（３） 奈良市いじめ調査委員会委員の委嘱について（令和８年度②）は、了承した。 教育長報告（４） 財産の取得については、了承した。 2 議案 議案第 22 号 令和８年度奈良市教育委員会施策評価報告書（令和７年度教育委員会活動の点検・評価報告）については、原案どおり可決した。 議案第 23 号 令和９年度奈良市立幼稚園園児募集要項については、原案どおり可決した。 3 その他報告事項 その他報告事項（１） 奈良市立小学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始については、報告を受けた。 その他報告事項（２） 奈良市立小学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始については、報告を受けた。 その他報告事項（３） 奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始については、報告を受けた。 その他報告事項（４） 奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始については、報告を受けた。
担 当 課	教育政策課
議事の内容	
教 育 長	８月の定例教育委員会会議を始めさせていただきます。まず事務局より資料の説明をお願いいたします。
事 務 局	本日の資料につきましては既にお配りしているとおりでございます。

	なお、その他報告事項(1)(2)(3)(4)の資料につきましては会議終了後回収させていただきます。
教 育 長	本日の委員会は委員全員が出席しており、委員会は成立いたします。ただいまから8月定例教育委員会を開催いたします。本日の会議録署名委員は私と川村委員にお願いします。 次に会議録の確認を行います。7月定例教育委員会会議の署名委員は新井委員、8月臨時教育委員会会議の署名委員は、梅田委員です。新井委員、梅田委員には8月21日に署名をいただいておりますので、報告いたします。 傍聴者がおられませんので、案件に入らせていただきます。本日の案件は教育長報告4件、議案2件、その他報告事項4件となっております。 なお、前月使用承認いたしました後援名義は26件でございました。 本日の案件のうち、議案第23号は奈良市情報公開条例第7条第5号に、その他報告事項(1)(2)(3)(4)は第7条第2号に該当する事項が含まれているため非公開として審議すべきであると思いますが、よろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって議案第23号、その他報告事項(1)(2)(3)(4)は非公開とし、その他報告事項(1)(2)(3)(4)は関係理事者のみでの審議といたします。 それでは公開案件から始めます。教育長報告(1)「令和8年度9月補正予算要求額について」、教育総務課長より説明願います。
教育総務課長	最初に教育総務課、令和8年度補正予算が合計6,800万円。こちらは小学校運営管理経費が3,800万円、中学校運営管理経費が3,000万円でございます。これは児童生徒の学習環境改善のために、各小・中学校の必要箇所にエアコンの入れ替えを行うための経費です。既存予算としては優先順位の高い教室の故障対応等とエアコンの入れ替えを備品購入費で要求しておりましたが、熱中症リスクが高まり、早急にエアコンを入れ替える必要性が高まっているため、学校から故障等による入替えの要望がある分の補正予算を要求するものでございます。 次に、教育施設課でございます。こちらは債務負担行為の設定の変更でございます。佐保小学校及び鼓阪小学校の統合再編事業における新校舎建設費用につきまして、労務単価や物価の上昇に伴うインフレスライドにより契約額を増額する必要があるため、債務負担行為額を7億884万2,000円に増額変更するものです。 次に、放課後児童育成課でございます。補正予算要求額は返還金の296

	万円でございます。内容はこども家庭庁から重層的支援体制整備事業交付金として、国が3分の1、県が3分の1の負担割合で補助を受けているところでございます。この交付金は、例年7月に補助基準が配分され、満額補助を要求し、年度末に要求額が支払われているところでございます。翌年度6月に実績額を算出し、過払い分の交付金を返還金として、9月補正予算で要求しているところです。今年度は令和7年度の実績額が過払いとなっている部分がございますので、その過払い分の296万を返還金として補正予算を要求するものです。
教 育 長	それでは、今の内容についてご意見、ご質問等ございますでしょうか。
川 村 委 員	この議案に関して異議はございません。放課後児童育成課の国庫交付金の返還額は、総額に対して半分お返しになるということでした。満額いただいて半分返還というのは、パーセンテージとしては大きいと受け止めています。返還に関する事務の負担も考えますと、予算立ての方法にひと工夫あればよかったのかなという点についてお伺いできたらと思っています。
放課後児童育成課長	予算は基本的に子ども子育て広場に関連する人件費になります。対象は東之阪、古市、横井3館の子育て広場のスタッフになります。正規職員2名相当をベースとして国の基準額が設定されており、それをもとに上限まで請求しました。実績としては嘱託職員として任用したため、実際に必要になった費用が減額になりました。返還額が発生した一番大きな要因はその点です。今後職員での手厚い対応も含めて、指定管理者と協議していくことは必要だと考えております。
川 村 委 員	ありがとうございます。返還作業を課の皆さんが行うことは働き方改革に逆行していると思います。課長がおっしゃったように最初の予算立てで取れるものは取った方がいいという考えは私もわかるんですけれども、できるだけスリム化できると良いと思います。あとは人的配置について、手厚い対応をしていただけたらなと思います。よろしくお願いします。
教 育 長	他にご意見はございますか。
柳 澤 委 員	エアコンの補正予算要求について、9月より早く要求できなかったのですか。教室は当然のことながら、その他の図書室等について、4月初旬頃に作動チェックをして、6月に補正予算が通らないのでしょうか。私は議会スケジュールは分からないのですが、9月に出すのでは遅いと思います。最善の努力をしてこの時期になるのか、最速で対応できる時期が今なのかどうかを教えてください。

教育総務課長	当初予算の備品購入費が潤沢にあれば、学校から要望があったかに関わらず修繕で対応できない分は、購入し入れ替えることも可能だったと思います。ただ、当初予算での備品購入費はエアコンだけでなく、学校全体の備品の予算の枠になっているので、当初予算では本当に必要な普通学級分を賄っていくことしかできなかったということです。
柳澤委員	それならば5月、6月ぐらいに補正予算を出す前提で準備されて、4月の時点でエアコンチェックを各学校に指示されたらいいのではないですか。年度当初予算には当然入らないと分かっているけど、例年どおりでいくと追加で補正があるわけですから、あらかじめ想定して、積算根拠を積み上げておく努力が必要ではないでしょうか。
教育長	各学校から要望が上がってきて、前年に翌年度予算計上をさせてもらっていますが、その把握の仕方や手順をご説明いただいたら分かりやすいかと思います。
教育総務課長	6月補正に間に合わせようと思うと、4月中には予算額を固めておかないといけないと思います。ただ、4月の当初予算のあとすぐに6月補正であがるのであれば、一般的には当初予算であげるのも方法だと思っています。
柳澤委員	酷暑が自明になっているときに、夏休みが終わって9月補正予算で9月末にやりましょうというのはピント外れも甚だしい、そのことを分かっていたきたいという趣旨です。
教育総務課長	委員のおっしゃることはごもっともだと思っています。今後気をつけます。
教育長	酷暑の熱中症対策案は他の教育委員会でも上がっており、ネッククーラー、ミストや冷凍庫を設置しています。エアコンが一番効果的ですので、今回体育館の設置を進めさせていただいています。7、8年前に入れたエアコンが壊れたり、また当初使っていなかった更衣室や、従来からエアコンは入っているが壊れはじめている図書室など、状況は把握し計上しているんですけども、予算が十分についていないというのはご指摘のとおりです。ただそのまま放っておくのも、委員がおっしゃるように熱中症になるのは自明のことですので、今回少しでも予算要求できればと思いました。エアコンの修理は随時進めていますが、今回は機能が落ちているエアコンの入替えにも手をつけていこうという趣旨です。エアコンの入替えについては議会からも指摘されていますので、次年度以降もしっかり予算は要求していきたいと考えています。また、学校以外にも様々な施設を教育

委員会は管理しておりますので、そのエアコンの状態も把握する必要があります。他はよろしいでしょうか。

それではご意見がないようですので、教育長報告（１）「令和８年度９月補正予算要求額について」は、了承いたします。次に教育長報告（２）「奈良市いじめ調査委員会委員の委嘱について（令和８年度①）」、いじめ防止生徒指導課長より説明の方よろしく願いいたします。

本調査委員会は、令和８年１月の定例教育委員会にてご報告いたしました市立小学校の重大事態調査を行うために立ち上げる奈良市いじめ調査委員会となります。奈良市いじめ調査委員会につきましては、いじめ防止対策推進法に基づき、教育委員会がつくる組織でございます。市内で発生したいじめの重大事態について事実関係を明確にするための調査を行った上で明らかになった事実関係に基づき、再発防止策の検討提言を行うことを目的として、いじめ防止対策推進法第２８条第１項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として設置します。調査委員会規則をご覧ください。委員の構成につきまして、奈良市いじめ調査委員会規則第２条の定めにより、「調査委員会は７人以内で組織」し、構成員は「教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者、その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。」と定めております。委員の任期は２年となっております。

委員名簿をご覧ください。教育の分野では日本生徒指導学会 関西地区研究会より稲田雅巳氏をご推薦いただきました。稲田氏は、京都市において学校現場での管理職及び教育委員会首席指導主事、生徒指導課長、学校指導課長、指導部長等を歴任され、令和７年４月より同志社大学免許資格課程センター教授として教鞭をとっておられます。

法律の分野では奈良弁護士会より子どもの権利委員会委員である水丸貴美子氏、國松大悟氏をご推薦いただいております。

心理の分野では奈良県臨床心理士会より古田和美氏をご推薦いただいております。古田氏は天理大学の心理相談室の主任カウンセラーを長年務められ、その後個人相談室を開設され、多様な相談業務に当たっておられます。また、スクールカウンセラーとして、私立小学校に勤務されるなど、学校内における子どもへの支援に関する経験が豊富な方です。

福祉の分野では奈良県社会福祉士会より青柳太三氏をご推薦いただいております。青柳氏は、奈良県社会福祉士会事務局長 兼 虐待対応専門職支援委員会委員長等を務められております。また、他市の第三者委員会委員をお務めになられるなど、経験が豊富な方です。

最後に、医療の分野からは、奈良市医師会より小児精神科医の佃宗紀氏を推薦いただいております。佃氏はつくだクリニックの院長として、子どもの発達を中心に専門的な診療を行っておられ、過去に本市の第三者委員会の委員を務めいただいた経験もございます。以上、報告させていただきます。

	ます。
教 育 長	ありがとうございます。ではこの件についてご意見、ご質問ございせんでしょうか。
柳 澤 委 員	委員の構成は、いわゆる被害を受けたとされる保護者からの要望で、この分野の方にといった要望が反映されているのか、或いはそもそも要望がなかったのかを教えてください。
いじめ防止生徒指導課長	被害側の保護者から分野の要望はありました。それを加味して、必要とされる専門職をこちらの方で選任しているということです。
柳 澤 委 員	ありがとうございます。もう1点、これは規則どおりで問題ない認識ですが、学校教育関係者に、例えば校長先生 OB などの実際に学校現場を教員管理職の立場で見てきた長年の経験がある人は入れてはいけないのでしょうか。弁護士の方で問題ないんですけれども、特に法的に問題ないのであれば、学校教員経験者を入れない理由は何ですか。参考意見で呼べばいいということではありますが、ご自身の何十年かにわたる経験の中からいじめについての所見を述べるような、委員会の運営に学校教員経験者は入れない前提なのか聞かせてください。
いじめ防止生徒指導課長	そのような前提はございません。今回入っていただく稲田氏も、学校現場で長年経験されてきた方です。これまで立ち上げている委員会においても学校経験者の方に入っています。
教 育 長	他にございますでしょうか。
川 村 委 員	一般的な質問です。多様性やジェンダーといった観点からいきますと、女性は6名の中で2番の水丸さんと4番の古田さんでよろしいでしょうか。また人数が7人以内と規則に載っていますが、こういった場合、奇数がいいのではないかという一般概念があります。6名で採決をとることはないと思うんですけれども、偶数より奇数が良いという考えはあるのでしょうか。
いじめ防止生徒指導課長	今回の調整委員会は委員がおっしゃった通り女性2名に入っております。基本的な考えとして、調査委員会の立ち上げにあたっては、第三者性の担保を最優先して委員を選考します。各種職能団体に委員の推薦依頼をかけるときは、奈良市として女性委員の登用に重きを置いていることはお伝えした上で、それも加味して選んでいただいております。結果的にすべて男性委員で構成される場合も想定としてはありえますし、逆に

	女性委員だけで構成されることもありえます。職能団体によっては性別によって専門性が左右されるような選考の仕方はしませんでしたときっぱりお断りされた経緯もございますが、市としての考えはお伝えした上で選任いただいています。 また委員の構成人数についてですが、実はこれまでは5名の委員で構成していました。専門職について、心理と福祉の両面から事案について見解を助言いただく必要があるケースが非常に多くなっております。当課の考えとしては、今年度は心理と福祉のどちらかを入れるよりも、両方に入っただけでいいことになりました。そのため結果的に6名で運営しております。現状必要とされる方を委員に据えていくと、6名で運営していくのがより確実な方法だと考えております。
川 村 委 員	説明を承りました。よろしくお願いします。
教 育 長	他ございませんでしょうか。
柳 澤 委 員	この委員会の任期は2年ですが、実際には一つの案件について1年程度を目安に結論を出すのか、内容によっては3年から5年かかるのか、判断の目安は事務局としてお持ちなんでしょうか。拙速にということではないんですけども、いわゆる加害とされる子たちもいるわけですから、単年度で結論を出すのが理想ではないかと思います。目処についてどうお考えなのか聞かせてください。
いじめ防止生徒指導課長	年度内のどのタイミングで立ち上がるかということはあるんですけども、当課としては基本的には調査を開始してから1年で報告書を作成し、被害の保護者、当該生徒等への説明を終わらせたいと考えています。
教 育 長	他ございませんでしょうか。 ご意見がないようですので、教育長報告（2）「奈良市いじめ調査委員会委員の委嘱について(令和8年度①)」は、了承いたします。 続いて、教育長報告（3）「奈良市いじめ調査委員会委員の委嘱について(令和8年度②)」、引き続き説明をお願いします。
いじめ防止生徒指導課長	本調査委員会は、令和7年12月の定例教育委員会にてご報告いたしました市立中学校のいじめの重大事態調査を行うために立ち上げる奈良市いじめ調査委員会となります。奈良市いじめ調査委員会につきましては、いじめ防止対策推進法に基づき、教育委員会がつくる組織でございます。市内で発生したいじめの重大事態について事実関係を明確にするための調査を行った上で、明らかになった事実関係に基づき、再発防止策の検討提言を

	行うことを目的として、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として設置します。 委員構成につきましては、いじめ調査委員会規則第2条の定めにより「調査委員会は7人以内で組織」し、その構成員は「教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者、その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。」と定めており、「委員の任期は2年」となっております。委員名簿をご覧ください。 教育の分野では日本生徒指導学会関西研究会より大橋忠司氏をご推薦いただきました。大橋氏は京都市において、学校現場での管理職及び教育委員会主席指導主事、生徒指導課長等を歴任し、また、同志社大学教職課程センター教授として2015年より2019年まで教鞭をとり、生徒指導に関する実践・教育・研究に携わってきておられます。現在も同志社大学において非常勤講師として勤務するとともに、日本生徒指導学会関西地区研究会において副会長として、また奈良県や兵庫県等のいじめ対策等関連委員会において委員も務め、いじめ重大事態の背景調査の委員も経験するなど、実績が豊富な方でございます。 次に、法律の分野では奈良弁護士会より子どもの権利委員会委員である野島佳枝氏並びに太田善久氏をご推薦いただいております。 医療の分野からは奈良県医師会より姜昌勲氏をご推薦いただいております。姜氏は数々の病院で常勤医師として勤務された後、奈良県立医科大学精神科病棟医長としてご活躍されました。現在はきょうこころのクリニックの院長をお勤めになっております。 心理の分野では奈良県臨床心理士会より高橋千香子氏をご推薦いただいております。高橋氏は、大阪府において、家庭児童相談室に心理士として長年勤められ、現在は奈良学園大学准教授として保育者の育成に当たられていると同時に、児童養護施設において非常勤臨床心理士として勤務するなど、子どもとの関わりの経験が豊富な方です。 最後に、福祉の分野では奈良県社会福祉士会より谷緑氏をご推薦いただいております。長年にわたって大阪府や奈良県内において、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとして活躍され、奈良県いじめ対策連絡協議会委員、大和高田市いじめ対策委員会委員、奈良県私立学校審議会委員等を歴任されています。以上、ご報告させていただきます。
教 育 長	ありがとうございます。この件についてご意見、ご質問ございませんでしょうか。
川 村 委 員	こちらのメンバーでは、2番の野島さん、4番の高橋さん、5番の谷さんが女性ということで承ってよろしいでしょうか。
いじめ防止生徒指導課長	はい。おっしゃるとおりでございます。

教 育 長	他ございませんでしょうか。以前課長から説明がございましたが、早急にいじめの調査委員会を立ち上げて調べていけるよう市でも対応させていただこうと思っております。いじめの調査自体が増加傾向にありますが、一つ一つ早急に対応し、今後の対応の手だてを考えていこうと思っておりますので、随時経過等を含めて、また委員の皆様には報告させていただこうと思っております。 それでは、ご意見がございませんので、教育長報告（３）「奈良市いじめ調査委員会委員の委嘱について（令和８年度②）」は了承いたします。 次に教育長報告（４）「財産の取得について」、保健給食課長より説明をお願いいたします。
保健給食課長	佐保小学校校舎建設事業に関連し、契約金額として税込み 4,455 万円の給食用厨房機器を取得しようとするもので、市議会 9 月定例会へ議案を提出いたします。7 月に行われた入札では、本市の給食室の機器の納入や修繕の実績のあるモリモトが落札しております。給食室の新設に伴い、新給食室で必要となる厨房機器を購入するもので、内訳については、2 ページ別表一覧表のとおりです。新校舎の引き渡し令和 9 年 3 月に行われる予定です。その後に機器の学校への搬入設置をいたしまして、令和 9 年 4 月には新給食室で安全・安心な給食が提供できるよう学校、厨房業者、調理業務委託事業者と準備を進めてまいります。
教 育 長	それではこの件についてご質問、ご意見等ございませんでしょうか。校舎は現在建設中ですので、進捗について委員の皆様には事前にご連絡させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 それではご意見がないようですので教育長報告（４）「財産の取得について」、は了承いたします。 次に議案第 22 号「令和 8 年度奈良市教育委員会施策評価報告書（令和 7 年度教育委員会活動の点検・評価報告）について」、教育政策課長より説明をお願いいたします。
教育政策課長	施策評価報告書の 3 ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会は毎年度、教育行政事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することとなっております。外部評価者は昨年度に引き続きまして、奈良教育大学教育学部の橋崎教授と近畿大学法学部の上崎教授の 2 名からご意見をいただいております。 続きまして 6 ページをご覧ください。各評価シートにつきましては、施策を構成する主な事業の令和 7 年度の実施状況を成果課題と今後の方針に分けて示しております。報告書シート 1「教育委員会が管理・執行する事務」及びシート 2「教育委員の活動」につきましては、教育委員の皆様には

もご検討いただいております。シート3以降につきましては教育委員会事務局各課で作成しております。17ページから145ページになっております。評価シートの今年度の変更点についてです。教育振興基本計画が令和8年度まで延長されたことを受けて、現行の施策評価につきましても、各事業のKPIの目標を令和8年度まで延長しております。令和7年度の目標値をそのまま引き継ぐのではなく、現状を踏まえて目標値を設定するよう各課に依頼しております。

続きまして各評価シートについてです。今年度評価がAであった事業は、「7-1世界遺産学習推進事業経費」、「9-2一条高等学校での取組(海外留学等)」、「36-3公民館の運営」の3事業でございました。

「7-1世界遺産学習推進事業経費」では、すべての市立小・中学校でSDGsを意識した学習を展開しております。学んだことを他の人に伝えたいと考える小学校5年生の割合が86.6%、達成率が173%に達して、郷土への誇り醸成に大きく寄与したものと考えております。

続きまして「9-2一条高等学校での取組(海外留学等)」です。オンラインによる国際交流に加えて、オーストラリアへの短期語学研修に24名の参加やドイツからの留学生の受入れを再開しております。コロナ禍を経て実体験を伴う国際交流の機会を最大限に創出し、生徒の国際感覚を大きく高めたことを評価しA評価となっております。

続きまして「36-3公民館の運営」についてです。市民ニーズに応じた578の講座を開催しております。加えて公民館の利用者数の実績は53万8,744人となっておりA評価とさせていただきます。

評価がD評価にとどまった事業は「35-1子ども安全推進経費」の1事業でした。市立小・中学校に子どもが通っている全世帯における「なら子どもサポートネット」の登録率が目標値100%に対し、83.9%であったためでございます。サポートネットは毎年登録が必要ですが、登録の周知が新入生の保護者に対するチラシであり、さくら連絡網を使った積極的な周知をできなかったことが要因と考えております。これを踏まえて、今年度は2学期と3学期にさくら連絡網を利用して積極的に周知し改善を図っていきたいと考えております。シートにつきましては以上でございます。

外部評価者からのご意見といたしまして、最後のページに評価全体に関するご意見をいただいております。KPIについてのご意見が出ており、時代にそぐわなくなった指標については柔軟な見直しが必要であること、数値だけでは捉えきれない取組の背景や状況についても報告書に説明を加えることについてご意見をいただいております。KPIについては毎年見直しをかけるよう依頼して取り組んでいますが、さらなる見直しが必要であると考えております。今の形態で評価を行うのは今年度の事業分までとなっており、令和9年度以降の評価につきましては、どのような指標で評価するのがよいのか、外部評価者からご指摘いただいているとおり、数値化が難し

	いものについてもしっかりと説明を加えるなど、各課の実情に合わせて検討していきたいと考えております。
教 育 長	それではこの件についてご質問、ご意見ございませんでしょうか。
柳 澤 委 員	令和8年度のKPI等の指標についてはすでに現時点で確定しているのか、あるいはこれから年内に決めるのか。本年度の評価を行うときに指標はすでに確定しているという理解でいいですか。あるいは改めて見直すというプロセスがどこかで入るのですか。作業構成を教えてください。
教育政策課長	令和8年度まで延長するにあたり、そのままの指標でいくのが良いのかも含めて考えるように依頼させていただいております。ただ新しい指標はなかなか出てこないで、令和8年度の目標を設定する際に現状に即した形で改めて数値を検討してほしいと伝えております。
教 育 長	よろしいですか。他にございませんでしょうか。
川 村 委 員	各課で本質的な課題を見極めてくださっているのか考えながら見させていただいています。私は現場のお母さん方と接することが多いので、例えば、今回C評価だった「交通安全推進経費」について、防犯ブザーを毎年1年生に配布してくださっているのですが、実際に現場の声が反映されているのでしょうか。 例えば、それを持っている子どもが門を通っただけで音が鳴るとか、その情報が保護者に伝わるとか、保護者の方は先生方に本当に必要な情報を伝えて、それは教育委員会に吸い上げられているのでしょうか。細かいところですけども、実際に現場の声を聞いた中で、例えば防犯ブザーであれば、機能のいいものや今の時代に沿ったものを配置していただけるよう考えていただけたらと思います。考えてくださっているのかもしれませんが、子どもたちが安全に過ごせる環境を整えていただきたいと思います。
いじめ防止生徒指導課長	防犯ブザーの性能について、本市は防犯ブザーを小学校の新1年生に配布し、6年間持ってもらっています。また、「ツイタもん」で学校付近を通過した時刻を管理しています。他社で防犯ブザー型の検知器が出ていますが、「ツイタもん」導入時からの考えでは、目に見える形でランドセルにぶら下がっている防犯ブザーに、門を通過した時刻管理ができる機能が一緒になっていると、不審者から防犯ブザーを取られると両方が機能なくなります。「ツイタもん」は見えないようにランドセルの中に入れておくだけで機能するので、そちらで時刻の管理をさせていただいている状況です。

川 村 委 員	防犯ブザーもですし、「ツイタもん」の性能は毎年レベルアップされるものなのでしょうか。
いじめ防止生徒指導課長	「ツイタもん」の検知感度は事業者でリニューアルされていますが、子どもが持っているタグは基本的に同じものです。防犯ブザーも規格を満たしており、推奨されている性能面は担保されたものを使っています。
川 村 委 員	時代に沿ったものにすることは保護者の要望です。持っているから安心だと思っている保護者もたくさんいらっしゃいますが、今は学校から配られるよりいいものも出ています。公的予算でどこまで賄うかという考えもありますが、期待している保護者がいるということもこの場でお伝えしたいと思います。
教 育 長	他ございませんでしょうか。
梅 田 委 員	今課長から説明がありましたように、市の総合計画、教育振興基本計画の時期を合わせた見直しをしていただいています。それぞれの次期計画がどのように組み立てられていくか、実施状況の把握については、毎年度の施策評価報告書の数値が活用できると思っています。施策評価報告書における KPI の活用については、ここ数年行われてきました。最終ページにもあるように、丁寧な取組であることは確かです。一方で、柔軟な KPI の考え方についても整理しながら、それぞれの事業でどのようなものが KPI 指標になり得るのかという検討はより精査していく必要があります。事業の評価について KGI、KPI、KSF、様々な言葉が使われているけれども、それぞれを理解をし事業の評価として見たときに、継続的にそれがより適切な評価となりうる形で検討していくことが次の改定に向けて大切であると思っています。そのような検討を進めながら、数値で表しにくい教育の動きをどのように見える化していくのか、より良い形での効果検証が行われることを期待したいと思います。 併せて総合教育会議でも管理職の研修について話題に上がっていたと思いますけれども、教員の研鑽として、取組や KPI についてここで触れるつもりはないんですけれども、大きく変化していく教育のあり方を考えたときに、どういう形で表していくのかということも非常に重要なのではないかと思います。教員の資質向上は数値として表しにくい部分でもあるので、数値で表しにくい事業は他にもあると思います。しっかり協議していただく必要があるんだろうと考えながら、報告書に目をとらせていただきました。
教 育 長	他、ご意見ございませんでしょうか。

新 井 委 員	評価の結果、C評価が多くA評価が少ないため、自分に厳しい評価をしている市だと思います。D評価は確かに気になることもあります。もう少しC評価がB評価になってもいいのかなと思います。評価はA、B、C、D、Eですか。
教育政策課長	A、B、C、D、EでC評価が「目標水準を概ね達成した」です。
新 井 委 員	個人的な意見ですが達成したらB評価でもいいのかなと思います。D評価の事業はKPIがなら子どもサポートネットの登録状況になっており、サポートネットを通じて保護者と連絡をすることはもう決められていますが、目標値に達しないからD評価になっているというのは、非常に厳しい印象を受けます。登録率が下がる理由としては、新しいものが出たときは皆さんしっかり対応されるんですが、そのあと毎年登録してくださいとなると、登録を忘れたり、あるいはそのフォローとして担任の先生がプリントを作って子どもに持って帰らせることで、別にサポートネットに登録しなくてもなくてもいいという感じになっている家庭もあるんじゃないかと思います。 本来の目標は学校・家庭・地域が連携することにあります。特にこのサポートネットは学校と家庭をつなぐメインの連絡手段だと思うので、できればプリント等でフォローするのではなく、まずはサポートネットを見てくださいと案内する努力が必要だと思います。違う形でフォローしてしまうと、サポートネットを使わなくてもいいという考えが出てくると思います。そうした運用の実態も想定して評価してもよかったんじゃないかなと思います。 例えばプリントでフォローした場合も、そのプリントに対して反応があれば連絡が伝わっていることになるので、そのような実態が計上されると、もしかするとC評価になっていたかもしれません。
教 育 長	他ございませんでしょうか。 今ご指摘もいただいておりますし、外部評価委員の方からもご意見がありましたけれども、取り組んでいる事業の文章表記であったり、様々な見方は、しっかり伝わるようにしていきたいと考えております。また子どもの安全面についても多々対応させていただいておりますが、今回ご指摘いただいたことと対応については、経過も引き続き注視して報告させていただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。 それではご意見がないようですので議案第22号「令和8年度奈良市教育委員会施策評価報告書(令和7年度教育委員会活動の点検・評価報告)について」、採決をいたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんでしょうか。

教 育 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって議案第 22 号は原案どおり可決することに決定いたしました。
非 公 開 案 件	この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項及び奈良市教育委員会会議規則第 5 条の 2 の規定により非公開とする。
子ども給付課長	議案第 23 号「令和 9 年度奈良市立幼稚園園児募集要項について」、子ども給付課長より概要説明。 本件については、原案どおり可決した。
いじめ防止生徒指導課長	その他報告事項（１）「奈良市立小学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始について」、いじめ防止生徒指導課長より概要説明。 本件については、報告を受けた。
いじめ防止生徒指導課長	その他報告事項（２）「奈良市立小学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始について」、いじめ防止生徒指導課長より概要説明。 本件については、報告を受けた。
いじめ防止生徒指導課長	その他報告事項（３）「奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始について」、いじめ防止生徒指導課長より概要説明。 本件については、報告を受けた。
いじめ防止生徒指導課長	その他報告事項（４）「奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始について」、いじめ防止生徒指導課長より概要説明。 本件については、報告を受けた。
教 育 長	これで本日のすべての案件は終了いたしました。これをもちまして本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。